

# 第3次恵庭市地球温暖化防止実行計画

---

2012（平成24）年度実績報告書



2014(平成26)年4月

恵 庭 市

# 1 恵庭市地球温暖化防止実行計画について

恵庭市では、地球温暖化防止の取り組みとして「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方自治体もその事務事業に関して温室効果ガスの排出削減のための実行計画を策定し公表することとなり、国や道が定める温室効果ガスの排出抑制などのための措置に関する計画の策定に準じて、2001(平成13)年度に「第1次恵庭市地球温暖化防止実行計画」(以下「第1次実行計画」という。)を策定し、2001(平成13)年度～2004(平成16)年度までの4年間に、本市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量のうち二酸化炭素排出量を、1999(平成11)年度に比べ3%(約297t)削減することを目標として取り組み、計画最終年度である2004(平成16)年度に削減目標(3%削減)を達成しました。

2005(平成17)年度からは、1999(平成11)年度比7.3%減の新たな削減目標を設定した「第2次恵庭市地球温暖化防止実行計画」(以下「第2次実行計画」という。)がスタートし、最終年度である2010(平成22)年までの6年間に二酸化炭素排出量を10.84%削減し、削減目標の7.3%を超え、目標を達成することが出来ました。

また、新たに2011(平成23)年度から2015(平成27)年度までの5年間で、温室効果ガスの排出量を新たな基準年度となる2009(平成21)年度と比較し、5パーセント以上の削減を目標に、既存設備のより効率的、効果的な運転管理と、新エネルギー設備・機器導入の可能性を検討し、新エネルギー・省エネルギー対策を重点目標とした「第3次恵庭市地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向け、引き続き取り組んでおります。

## ● 恵庭市地球温暖化防止実行計画の根拠法令

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(1998(平成10)年法律第117号)第20条の3の規定に基づく地方公共団体の事務及び事業に関する温暖化防止実行計画として策定します。

## ● 地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋) (平成10年10月9日法律第117号)

### (地方公共団体実行計画等)

**第二十条の三** 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## 2 第3次恵庭市地球温暖化実行計画とは

### (1) 目的

市役所の事務・事業活動に対し、温室効果ガスの削減を主とした地球温暖化対策の具体的な取り組みを行うとともに、市民及び事業者に対し地球温暖化について幅広く情報を提供・周知し、地球温暖化防止の取り組みを促すことを目的とします。

### (2) 特徴

#### ① 市独自のマネジメントシステムとの類似点

第3次実行計画は、電気使用量の節減、燃料使用量の削減といった省エネ行動、そして設備や機器の効率的な運転管理、新エネルギー・省エネルギー設備、機器の導入も考慮したエネルギー対策を重点項目としています。現在、市独自として運用しているエネルギー対策マネジメントシステムでは、エネルギーの使用・管理に特化したマネジメントシステムであることから、非常に類似しています。

恵庭市は2002(平成14)年3月13日にISO14001の認証を取得し、2008(平成20)年3月12日より、ISO14001に基づいた市独自の環境マネジメントシステムへ移行し、2011(平成23)年10月1日よりエネルギー対策マネジメントシステムを運用し、その中での管理運営を行っております。

#### ② 市独自のマネジメントシステムとの相違点

対象となる施設、設備の範囲に相違があります。

第3次実行計画では、市が所有し、または管理する施設・設備のほか、指定管理者が管理する施設または業務委託により管理する施設・設備を対象としています。マネジメントシステムでは、市の職員が常駐し管理が可能な施設・設備が対象となっています。

したがって、第3次実行計画では、マネジメントシステムで対象外としている公園や街路灯、地域会館など、市の施設の全てが対象となります。

	エネルギー対策マネジメントシステム	第3次実行計画
対象施設	職員が通年において常駐し、管理できる施設	全施設
目標	省エネ行動、エネルギー対策	温室効果ガス排出量の削減
基準年	2011(平成23)年度	2009(平成21)年度
計画年度		2011(平成23)年度～2015(平成27)年度
組織体制	・環境管理委員会	・環境管理委員会
取り組み内容	・エネルギー使用量を把握し、省エネ行動に努める。 中長期計画を立て、省エネ機器の導入を検討し、エネルギー使用量の低減を図る。	エネルギー対策マネジメントシステムおよび関係法令による進行管理

#### ③ 関連する法令

##### (1) 省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

省エネルギー法とは石油危機を契機とし、燃料資源を有効に利用するため、エネルギー使用の合理化を進めるため、昭和54年に制定された法律です。平成20年に法律が改正され、1年間に使用するエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者は国へ届出をし、特定事業者の指定を受け、使用量を報告する義務が発生します。恵庭市は市役所及び教育委員会がそれぞれ特定事業者の指定を受け、平成21年度分より国へエネルギー使用量の報告を行っております。報告と同時に毎年1%以上、5年間で5%以上のエネルギー使用量の削減目

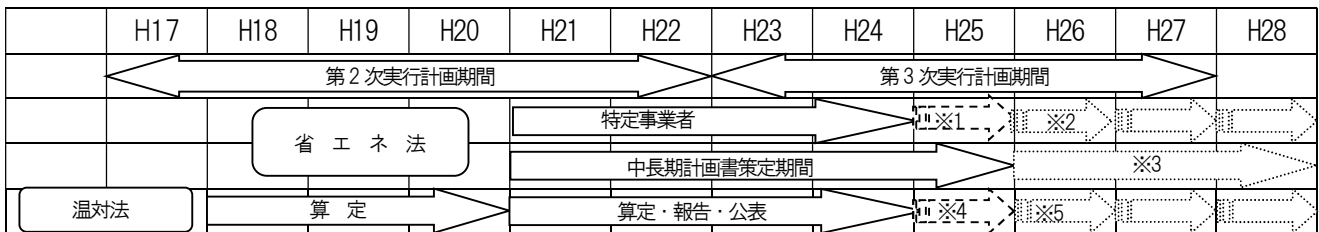
標が掲げられ、目標を達成するための中長期計画書を作成し、報告します。中長期計画書の内容は、概ね5年程度の省エネルギー機器導入計画および既存の機器の省エネ化、エネルギー使用の効率化をまとめたものになります。

(2) 温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

冒頭でも簡単に記載しましたが、この計画のもととなる法律であり、また、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者は、特定排出者としてその排出量を計算し国へ報告する義務が生じます。恵庭市では法律が改正された平成18年より毎年排出量を算出し、算出方法が変更になった平成21年度分からは国へ報告を行っています。報告の対象となる温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄です。（三ふつ化窒素が平成27年4月1日から追加されます）。

④計画期間

第3次実行計画の期間は、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年間とします。実行計画およびマネジメントシステム、関係法令については下の一覧のとおりです。



- ※1 平成26年7月に報告
- ※2 集計の結果特定事業者となる場合、翌年度の7月に報告
- ※3 平成26年度に新たな中長期計画書を策定
- ※4 平成26年7月に報告
- ※5 集計の結果特定排出者となる場合、翌年度の7月に報告

⑤計画の基準年

基準年については、省エネルギー法に基づく定期報告および中長期計画の基準年となる、2009（平成21）年度を基準年とします。

⑥計画の対象範囲

市が直接実施する事務・事業により発生する温室効果ガスとし、関連の機関及び出先機関を含む部局とします。

⑦公表

1年に1回公表することになっています。

⑧計画の対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、③関連する法令（2）温対法でも記載しましたが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条3項に規定する6種類の物質とします。

① 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	② メタン(CH <sub>4</sub> )	③ 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)
④ ハイドロフルオロカーボン(HFC)	⑤ パーフルオロカーボン(PFC)	⑥ 六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )

※ただし、排出の把握が困難なパーフルオロカーボン(PFC)及び六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)については、対象から除く。

### (3) 目標値

市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量のうち、燃料や電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を目標年度の2015（平成27）年度までに、2009（平成21）年の排出量に比べて5%削減を目指します。

◆目標値のポイント

- i. 目標設定を省エネルギー法の削減目標に合わせ、取り組みやすくした。
- ii. 二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、削減目標は設けないが、現状以上に増加させないこととする。

■2012（平成24）年度市の事務事業から排出された温室効果ガスと数値目標2015（平成27）年度との関係

(1) 2012（平成24）年度市の事務事業から排出された温室効果ガス

	二酸化炭素 (Kg - CO <sub>2</sub> )	メタン (kg - CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (kg - N <sub>2</sub> O)	HFC (kg - HFC)	計
燃料・電気の使用 (a)	10,704,439.00				
自動車の走行 (b)		11.974	19.761		
廃棄物の分解（埋立）(c)		306,880.500			
下水等の処理 (d)		0.000	1,797.618		
家畜の反すう・ふん尿 (e)		5,379.760	11.628		
自動車エアコン (f)				0.358	
合計 (g)	10,704,439.00	312,272.234	1,829.007	0.358	
地球温暖化係数 (h)	1	21	310	1300	-
二酸化炭素換算 (CO <sub>2</sub> -Kg) (g) × (h)	10,704,439.00	6,557,716.914	566,992.170	465.400	17,829,613.484
排出量の割合	60.04%	36.78%	3.18%	0.00%	100.0%

(2) 2012（平成24）年度の二酸化炭素排出量と目標数値との比較

年度	2011（平成23）年度	2012（平成24）年度	2011（平成25）年度	2011（平成26）年度	2011（平成27）年度
数値目標の対象範囲	9,395,823.00	10,704,439.00	—	—	—
目標数値・基準年2009 （平成21）年度より毎年1%減	11,806,038.00	11,686,785.18	11,567,532.27	11,448,279.36	11,329,026.45
比較	-2,410,215.00	-982,346.18			

※ 下水等の処理のメタン発生量が0 kg - CH<sub>4</sub>となっているのは、廃棄物の食物くずから発生するメタンをバイオガス化しマイクロガスタービン（発電）の燃料とすることにより、大気中にメタンが放出されないと捉えているためです。廃棄物が分解される際に排出されるメタン量については、「算定・広報・報告制度（2006（平成18）年4月1日施行）」に基づき、乾重量ベースで算定（実行計画では、水分を含んだ湿重量ベース）しています。

### 3 2012(平成24)年度の温室効果ガスの排出状況

第3次実行計画に基づく平成24年度の市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の算定結果を以下に記載します。

なお、本報告で使用した温室効果ガス排出係数については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(2010(平成22)年3月3日改正)で定められた排出係数を使用しています。

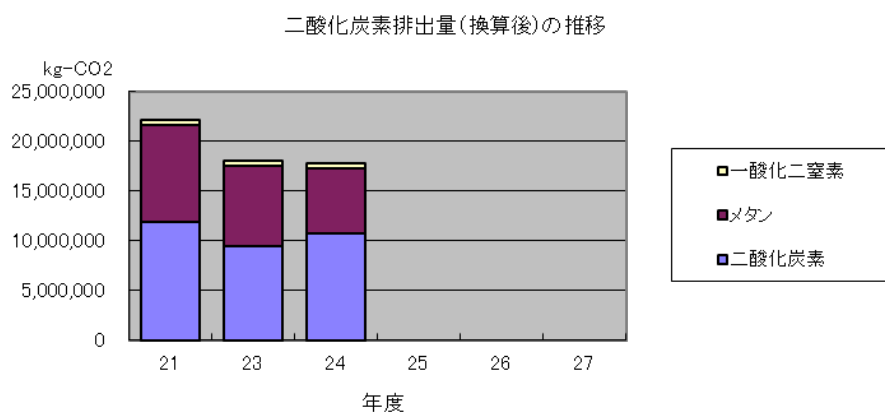
#### (1) 温室効果ガスの算定結果

##### ① 全体

平成24年度の市の事務及び事業活動に伴い排出された温室効果ガスの量は、17,829.6トン(二酸化炭素換算:以下同様)となり、基準年度である2009(平成21)年度の22,196.1トンと比較して、4,366.5トン、19.67%減少しています。

温室効果ガスの種類	平成21年度(基準年度)		2012(平成24)年度		2009(平成21)年度と 2012(平成24)年度の 比較
	排出量(Kg-CO2)	割合(%)	排出量(Kg-CO2)	割合(%)	
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	11,925,291	53.73%	10,704,439	60.04%	-10.23%
メタン(CH <sub>4</sub> ) ※	9,715,187	43.77%	6,557,717	36.78%	-32.50%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	555,322	2.50%	566,992	3.18%	2.10%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	257	0.00%	465	0.00%	80.93%
パーフルオロカーボン(PFC)	-	-	-	-	-
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	-	-	-	-	-
計(二酸化炭素換算)	22,196,057	100.00%	17,829,613	100.00%	-19.67%

※埋立によるメタン量については、準好気性埋立の乾重量ベースで算定しています。(資料-1参照)



■ 2012（平成24）年度の市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量  
 （廃棄物の埋立によるメタン量は乾重量ベースによる算定）

2012年度（平成24年度）市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量

燃料の使用による二酸化炭素排出量

(CO<sub>2</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	二酸化炭素排出量
ガソリン	61,612	l	142,940
灯油	315,992	l	786,820
軽油	229,179	l	591,282
A重油	1,242,315	l	3,366,674
液化石油ガス	18,041	kg	54,123
二酸化炭素排出量（小計）			4,941,839

電気の使用による二酸化炭素排出量

(CO<sub>2</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	二酸化炭素排出量
電気	11,881,649	kWh	5,762,600
二酸化炭素排出量			10,704,439.000 (CO <sub>2</sub> ・kg)

自動車の走行によるメタン排出量

(CH<sub>4</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	メタン排出量
走行距離	897,862	km	11.974

廃棄物の埋立によるメタン排出量

(CH<sub>4</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	メタン排出量
埋立によるメタン排出量		kg	306,880.50 ※乾重量

下水処理によるメタン排出量

(CH<sub>4</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	メタン排出量
下水処理量	11,235,111	m <sup>3</sup>	0.000

家畜の反すう及びふん尿処理によるメタン排出量

(CH<sub>4</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	メタン排出量
牛	64.6	頭	5,379.760
メタン排出量の二酸化炭素換算排出量			6,557,716.914 (CO <sub>2</sub> ・kg)

自動車の走行による一酸化二窒素排出量

(N<sub>2</sub>O・kg)

調査項目	年間活動量	単位	一酸化二窒素排出量
走行距離	897,862	km	19.761

下水処理による一酸化二窒素排出量

(N<sub>2</sub>O・kg)

調査項目	年間活動量	単位	一酸化二窒素排出量
下水処理量	11,235,111	m <sup>3</sup>	1,797.618

家畜のふん尿処理による一酸化二窒素排出量

(N<sub>2</sub>O・kg)

調査項目	年間活動量	単位	一酸化二窒素排出量
牛	64.6	頭	11.628
一酸化二窒素排出量の二酸化炭素換算排出量			566,992.170 (CO <sub>2</sub> ・kg)

カーエアコンの使用によるHFC排出量

(HFC・kg)

調査項目	年間活動量	単位	HFC排出量
カーエアコン	143.0	台	0.358
HFC排出量の二酸化炭素換算排出量			465.400 (CO <sub>2</sub> ・kg)

SF<sub>6</sub>封入の電気機械器具からのSF<sub>6</sub>排出量

(SF<sub>6</sub>・kg)

調査項目	年間活動量	単位	SF <sub>6</sub> 排出量
電気機械器具	0.000	kg	0.00000
SF <sub>6</sub> 排出量の二酸化炭素換算排出量			0 (CO <sub>2</sub> ・kg)

二酸化炭素換算排出量の合計			17,829,613.484 (CO <sub>2</sub> ・kg)
---------------	--	--	--------------------------------------



## ② 数値目標を設定している温室効果ガス

### 二酸化炭素

第3次実行計画に基づいて取り組んだ結果、基準年度である2009（平成21）年度に対する2012（平成24）年度実績の二酸化炭素排出量の比較表を下記に示します。

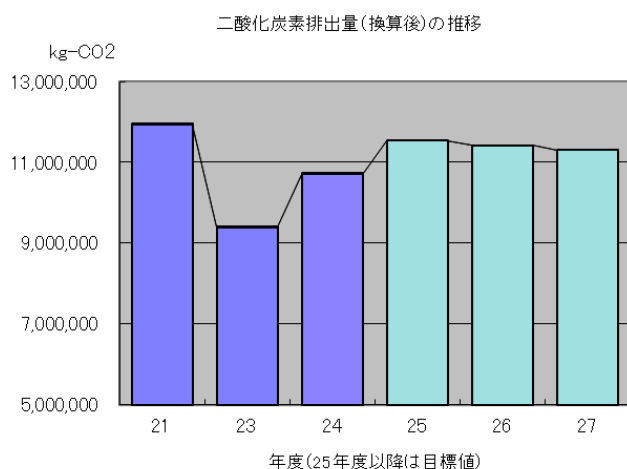
結果として基準年度と比較して、10.24%減少となりました。

■ 2009（平成21）年度に対する2012（平成24）年度二酸化炭素排出量比較表

調査項目	単位	2009（平成21）年度			2012（平成24）年度			増減	増減率	
		消費量 (A)	換算係数 (B)	排出量(tCO <sub>2</sub> ) (C)=(A)×(B)	消費量 (D)	換算係数 (E)	排出量(tCO <sub>2</sub> ) (F)=(D)×(E)			
化石燃料	ガソリン	l	52310	2.32	121.359	61612	2.32	142.940	21.581	17.78%
	灯油	l	322714	2.49	803.558	315992	2.49	786.820	△ 16.738	-2.08%
	軽油	l	143083	2.62	374.877	229179	2.58	591.282	216.405	57.73%
	A重油	l	1195439	2.71	3239.640	1242315	2.71	3366.674	127.034	3.92%
	液化石油ガス	kg	20828	3.00	62.484	18041	3.00	54.123	△ 8.361	-13.38%
電気	kWh	12454715	0.588	7323.372	11881649	0.485	5762.600	△ 1560.772	-21.31%	
合計				11925.290			10704.439	△ 1220.850	-10.24%	

※ CO<sub>2</sub>換算係数については、経済産業省令及び環境省令で定められている係数を使用。

※ スクールバスの事業拡大に伴う車両台数増加等により、軽油の消費量は増加となっている。



### ○電気使用による排出量

2012（平成24）年度は、2009（平成21）年度に対し21.31%の減少となりました。電気の使用については、OA機器類のこまめな電源OFFや不要な照明の消灯、一部事務室の照明のLED化、ナトリウム灯の導入による省エネ機器類への更新を行いました。排出係数も減少しており、排出量の削減に繋がっています。

### ○施設の燃料使用による排出量

2009（平成21）年度と対比して、灯油は2.08%の減少、A重油は3.92%の増加となりました。施設で使用する燃料の増減は、冬季間の大雪や寒波等による天候・気候に由来するものと、施設の開庁時間など、施設に由来するものがあります。



公共施設では冬季間ウォーム・ビズを実施し、室温を管理し暖房が過剰にならないよう取り組みました。LP ガスについては基準年度である 2009（平成 21）年度と比較すると 13.38%削減することができました。ガスの利用については施設利用者による使用が多く、節約に努めていただくなどの周知・啓発の徹底により、今後も周知・啓発し、継続して削減に向けて取り組みます。

### ○公用車等の燃料使用による排出量

公用車等のガソリン・軽油の使用によるものについて、2012(平成 24)年度は基準年の排出量に対して、ガソリンで 17.78%、軽油は 57.73%の増加となっています。増加理由として、特別支援学級が全校配置となり、それに伴うスクールバス事業の増加による車両数頻度の増加が考えられます。引き続き公用自転車や公共交通機関等の利用を推進するとともに、アイドリングストップ運動の励行等を展開し、二酸化炭素排出量の抑制に努めます。

### ③ 数値目標を設定していない温室効果ガス

#### ◆メタン◆

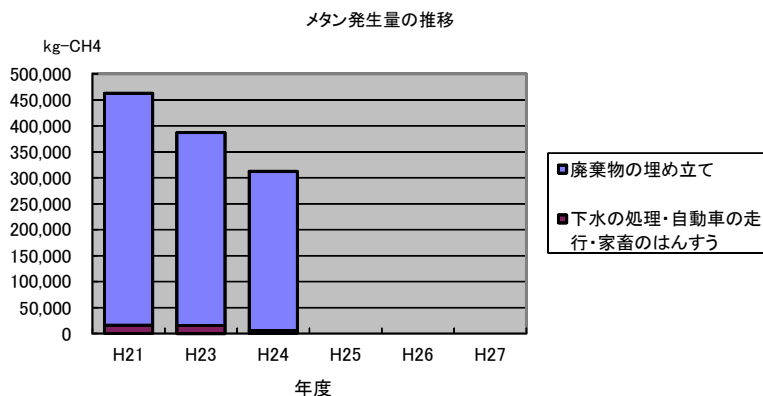
メタン排出量について、第 3 次実行計画では削減目標を定めていませんが、2011(平成 23)年度は基準年度である 2009（平成 21）年度の排出量に対して、約 3,000 t-CO<sub>2</sub>の減少となっています。

### ○廃棄物の埋立による排出量

メタン排出量の大きな増加要因となっているのが、廃棄物の埋立によるメタンです。市では、2002(平成 14)年 11 月をもって廃棄物焼却場の運転を休止しており、廃棄物の焼却によって発生していた二酸化炭素は排出されなくなりましたが、これらの廃棄物が埋立処分されていることから、土中で分解される過程で発生するメタンの排出量が増加しています。

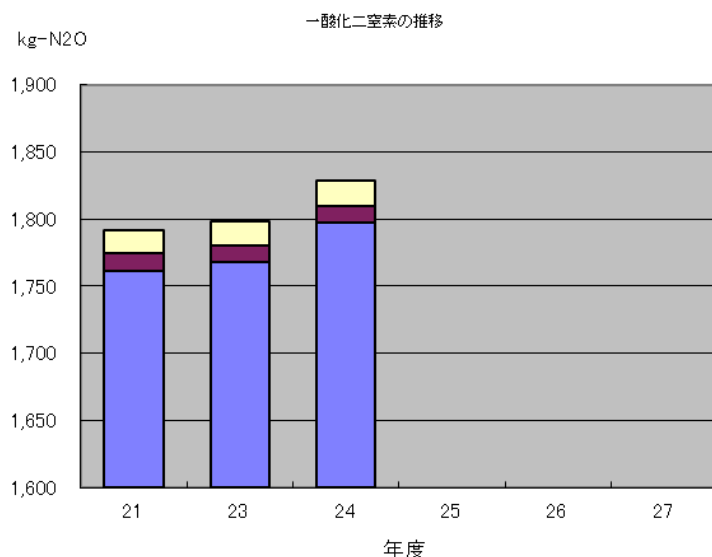
基準年度である 2009（平成 21）年度と比較すると減少傾向ではありますが、社会生活が活発化すると廃棄物の量は増加します。ごみ処理場に搬入された廃棄物が増加すると、メタンの排出量が比例して増えます。

平成 24 年度より生ごみ処理施設が稼働し、生ごみから発生するメタンが有効に利用されています。バイオガス化しマイクロガスタービン（発電）の燃料とすることにより大気中にメタンが放出されないことから、排出量は今までより抑制されています。私たち一人ひとりがごみの減量について常に意識を持ち正しい分別をすることが重要となり、それは温室効果ガスの排出抑制に繋がっています。



### ◆一酸化二窒素◆

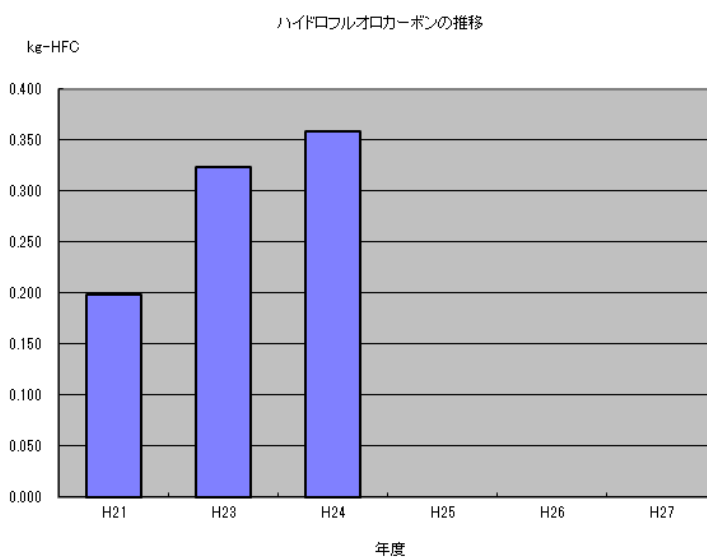
一酸化二窒素は、自動車の走行、家畜（牛）の消化管内発酵、下水の処理水から発生し、2012（平成24）年度は基準年度である2009（平成21）年度に対して、約11.7 t-CO<sub>2</sub>（2.1%）の増加となっています。恵庭市における一酸化二窒素の排出の約98%は下水処理水によるものなので、下水処理量の増減が一酸化二窒素の排出に大きな影響を与えることになります。



### ◆ハイドロフルオロカーボン（HFC）◆

HFCが冷媒として使用されている自動車用エアコンディショナー（カーエアコン）を使用している場合に、カーエアコンから漏洩し大気中にHFCが排出されます。

基準年度である2009（平成21）年度と比較すると、HFC排出量で約208kg-CO<sub>2</sub>の増加となっています。これは、公用車の車両の増加、事業増による使用頻度・走行距離の増加が考えられます。



#### ④ 重点施策実施状況

温室効果ガスの排出量削減に向けた具体的な取り組みについて、「省エネルギー職員行動ルール」に基づき、各部局や職員が、自覚と行動により取り組むことを基本として進めていくこととなります。

また、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス削減のために、第3次恵庭市地球温暖化防止実行計画では、次に掲げる3つの対策のもと、8つの施策を設定しました。施策に対する検証は24年度より行っております。

##### ● 対策1 施設・設備の改善による削減

###### 施策1. 公共施設の新エネ・省エネ機器導入の検討・推進

公共建築物に係る新築、増築、改築、改修工事又はエネルギー使用設備の更新に関する整備事業にあたっては、省エネルギー法の中長期計画書に基づき、省エネルギー及び新エネルギー設備導入の検討、費用対効果の検証など詳細な調査及び検討を行ったうえで積極的な導入に努めます。

実施担当課：全課・全施設

###### 施策2. クリーンエネルギー公用車の導入の検討

恵庭市役所がクリーンエネルギー自動車を計画的、率先的に導入することにより、自動車排ガスに起因する二酸化炭素を削減し、地球温暖化対策を講じるとともに、大気汚染の原因となる二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境濃度の改善を行います。

実施担当課：財政課・環境課

##### ● 対策2 職員の自主行動による削減

###### 施策3. 職員省エネ行動ルールの徹底

恵庭市エネルギー対策マネジメントシステムにより、事務事業活動によって生じる二酸化炭素排出量の削減に取り組んできましたが、今後においても職員一人ひとりの環境意識のより一層の徹底を図るため「職員省エネ行動ルール」により取り組みを行います。

実施担当課：環境課

###### 施策4. 地球温暖化防止、エネルギー管理研修会の実施

職員一人ひとりが、常に環境に対する意識と行動が伴うよう問題の認識・分析、解決方法の検討など多様な能力を高めるための研修を実施し、地球温暖化防止能力を高めます。

実施担当課：環境課

###### 施策5. 庁内温暖化防止、エネルギー対策の啓発強化

新エネルギーや省エネルギー機器の最新の情報収集を通じ、温室効果ガス排出量の削減や経済的效果などを紹介することによって、職員の省エネ意識の醸成を図ります。

実施担当課：環境課

● 対策3 事業者・市民の活動推進

施策6. 公共交通機関の利用促進

運輸部門はエネルギー使用量も大きく、また、省エネ行動による大きな削減効果も期待されます。そのため、公共交通機関の利用を促進していくための取り組みを推進します。

実施担当課：生活安全課

施策7. エネルギー対策協議会の設立

市域における新エネルギー。省エネルギー事業について、実施体制、実施効果、実施の可否などについて検討し、適切に事業の推進を図るため「恵庭市エネルギー対策協議会」を設置し、これらの検討を進めています。

実施担当課：環境課

施策8. 廃棄物発生量の抑制、リサイクル率の向上

ごみの収集運搬や処理・処分に要する化石燃料の削減を目指し、ごみ排出量の削減を推進します。

実施担当課：廃棄物対策課

## (2) 今後の取り組み

市では、第3次恵庭市地球温暖化防止実行計画をもとに、二酸化炭素の削減に向けた省エネルギー行動を積極的に取り組みます。

### ① 市の取り組み

第3次恵庭市地球温暖化防止実行計画の期間は、2011（平成23）年度から5年間としていることから、2015（平成27）年度において見直しすることとなります。

省エネルギー法が改正されたことを受け、今までの環境マネジメントシステムをエネルギー管理に特化したエネルギー対策マネジメントシステムを運用し、5年間で電気及び燃料の使用によるエネルギー使用量（原油換算）を5%以上削減する目標を達成できるよう取り組むとともに、二酸化炭素の排出量を5%以上削減するという第3次恵庭市地球温暖化防止実行計画の目標達成に向け引き続き取り組みます。

### ② 市民や事業者に向けての取り組み

エネルギー問題や地球温暖化問題を地域レベルから積極的な取り組みをするとともに、新エネルギーの体系的・計画的な導入及び省エネルギー対策の実施を促進することを目的に「地域新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定しました。

今後は、このビジョン策定を基礎に市民・事業者、行政など地域に係わる人々が、それぞれの立場で取り組み、各主体相互の協働により、地域資源を活かした新エネルギー及び省エネルギーの効果的な推進を図ります。

新エネルギー・省エネルギーの導入を推進するためには、以下の基本的な考え方に基づいて施策を検討し、導入可能なプロジェクトから着実に進めていきます。

- ・ 地域特性を活かした新エネルギーの導入  
市の地理・地勢や気候、土地利用、産業経済等の地域特性を活かした、新エネルギーの導入を目指します。
- ・ 市の率先導入と市民・事業者への普及  
市は新エネルギー・省エネルギーの普及・啓発に努めるとともに、新エネルギー導入の積極姿勢を示すことにより、市民、事業者の理解と協力を得ながら、新エネルギーの導入を促進します。
- ・ 教育・普及・啓発活動の充実  
市民や事業者はもちろん、次世代を担う子供たちに対して「エネルギー教育」の場を提供し、環境教育の充実を図るとともに、エネルギーに関する情報提供を積極的に推進します。

## ■ 温室効果ガス排出量の算出方法

### 1. 廃棄物の埋立によるメタン量の算出方法について

#### (1) 廃棄物の埋立てによるメタン算定式

廃棄物の種類ごとに、埋立てられた廃棄物の分解量に排出係数を乗じてメタン排出量を求めます。

$$\text{メタン (CH}_4\text{ 排出量)} = \text{廃棄物の埋立量} \times \text{埋立廃棄物中の当該廃棄物の組成率} (\ast^1) \\ \times \text{埋立廃棄物中の当該廃棄物の固形割合} (\ast^2) \times \text{当該廃棄物の排出係数} (\ast^3)$$

#### ※<sup>1</sup> 当該廃棄物の組成率

廃棄物の組成率については、分析を行うごとに数値の更新を行っています。平成 20 年度に実施した組成分析では、家庭から出るごみと事業所から出るごみのそれぞれについて分析結果が出ていますので、今後はそれぞれの組成率を基に算出します。

廃棄物の種類	廃棄物の組成率 (平成 20 年調査)		
	家庭系	事業系	産業廃棄物
食物くず (厨芥類)	32.31%	25.08%	0%
紙くず	23.90%	17.72%	10.18%
繊維くず	4.91%	1.92%	3.40%
木くず	2.96%	3.49%	6.12%
その他 (算定対象外)	35.92%	51.79%	80.30%
合計	100%	100%	100%

#### ※<sup>2</sup> 固形分割合

廃棄物の埋立てによるメタン排出量を算定する方法として、通常、廃棄物が多く水分を含んでいることから、廃棄物の種類別量に下記に示す固形割合を乗じて「乾燥ベース」で把握することとしています。

廃棄物の種類	固形分割合
食物くず (厨芥類)	25%
紙くず	80%
繊維くず	80%
木くず	55%

(出典：『実行計画策定マニュアル・温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン』 環境省地球環境局)

※<sup>3</sup> 排出係数

「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づき、埋立の方式に関わらず一律の排出係数を使用していました。「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル（平成 21 年 6 月：環境省）」において、準好気性埋立における排出係数が示されたことから、今後の排出係数を変更します。

◆ 嫌気性埋立（改良型衛生埋立）

埋立地底部に遮水工と浸出水集排水管を布設し、集水ピットに浸出水を受け、水処理を行うか、下水道へ排除する。空気が入らないためメタンガスが主として発生します。有機物分解が遅く、長期にわたり安定化しません。

◆ 準好気性埋立

日本標準の方式で、恵庭市もこれに該当。集排水管から浸出水を排除し続け、ごみの発酵熱による自然対流で空気を流入させ、汚水浄化機能を有します。好気性微生物による早期安定化が進む。

◆ 嫌気性埋立と準好気性埋立の排出係数

廃棄物の種類	分解期間	嫌気性埋立	準好気性埋立
		排出係数	排出係数
食物くず（厨芥類）	10 年	0.145 t-CH <sub>4</sub> /t	0.072 t-CH <sub>4</sub> /t
紙くず	21 年	0.136 t-CH <sub>4</sub> /t	0.068 t-CH <sub>4</sub> /t
繊維くず	21 年	0.150 t-CH <sub>4</sub> /t	0.075 t-CH <sub>4</sub> /t
木くず	103 年	0.151 t-CH <sub>4</sub> /t	0.075 t-CH <sub>4</sub> /t

（出典：『地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）』 環境省）

※ 準好気性埋立場の排出係数については、メタン補正係数として0.5を嫌気性埋立場の排出係数に乗じた値とする。

2. 算定に用いる排出係数

区分	単位	値	備考
ガソリン	Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh	2.32	
軽油	Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh	2.58	
灯油	Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh	2.49	
A 重油	Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh	2.71	
液化石油ガス(LPG)	Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh	3.00	
電気	Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh	0.485	北海道電力

（出典：『特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令』）



## ■ 街路灯と防犯灯について

### 1. 街路灯について

恵庭市内の主要な道路にある街路灯。昔は主に水銀灯が利用されていましたが、最近ではナトリウム灯という従来の水銀灯より消費電力の少なく耐用年数が高い照明に切り替えています。

基準年度である 2009（平成 21）年度の消費電力量は合計で 2,891,334kWh、平成 24 年度の消費電力量は合計で 2,677,278kWh でした。3 年間で約 214,056kWh（7.4%）の削減となっています。

今後も順次ナトリウム灯に切り替えることで、年間の消費電力量が削減されることになり、温室効果ガスの排出抑制に繋がってきます。

### 2. 防犯灯について

市内一円の主に生活道路に設置している防犯灯。恵庭市内には約 8,200 灯があります。大半の防犯灯は白熱電球や電球型蛍光灯を使用していますが、一部は電力使用量の少ない LED 電球に切り替えています。電力使用量について、平成 24 年 4 月分の電力使用量は 448,650kWh、年度末の 3 月分電力使用量は 430,130kWh でした。1 年間で 18,520kWh の削減となっています。2011（平成 23）年度の 8 月分より市で電気料金を支出しているため、電気消費量を加算すべきと考えますが、一年間で 1,994,471kWh の消費量があるため 5 ヵ年計画の途中から加算した場合、基準年との比較が難しく新たな基準が必要となるため、次期第 4 期実行計画からの加算を検討とします。なお、基準年 2009（平成 21）年度及び料金支出開始の 2011（平成 23）年度については防犯灯電気消費量は加算していません。

また、平成 25 年度には全ての防犯灯が LED 化され、電力使用量の大幅な削減が期待できます。

※ 電力使用量の算出方法について、北海道電力株式会社から毎月送付される電気料金請求書をもとに、定額電灯・公衆街路灯の契約は 1 灯あたりの電力に時間(季節で変動しないよう 12 時間としました)と日数をかけて算出しています。従量電灯については記載された使用量を使用しています。